

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年10月10日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2400333 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2400071 号

第1 結論

請求者のA社における平成28年4月5日の標準賞与額を50万円に訂正することが必要である。

平成28年4月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年4月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和33年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成28年4月5日

A社から支払われた請求期間の賞与について、標準賞与額が、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「平成28年1回分賞与一覧表（個人別）」により、請求者は、請求期間に同社から50万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額（50万円）に基づく厚生年金保険料（4万4,570円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和5年7月31日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 〇 関東信越（東京）（受）第 2400334 号
厚生局事案番号 〇 関東信越（東京）（厚）第 2400072 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 28 年 4 月 5 日の標準賞与額を 25 万円に訂正することが必要である。

平成 28 年 4 月 5 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 28 年 4 月 5 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 28 年 4 月 5 日

A 社から支払われた請求期間の賞与について、標準賞与額が、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された「平成 28 年 1 回分賞与一覧表（個人別）」により、請求者は、請求期間に同社から 25 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額（25 万円）に基づく厚生年金保険料（2 万 2,285 円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和 5 年 7 月 31 日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 ； 関東信越（東京）（受）第 2400335 号
厚生局事案番号 ； 関東信越（東京）（厚）第 2400073 号

第1 結論

請求者のA社における平成28年4月5日の標準賞与額を25万円に訂正することが必要である。

平成28年4月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年4月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 ； 男
基礎年金番号 ；
生 年 月 日 ； 昭和40年生
住 所 ；

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； 平成28年4月5日

A社から支払われた請求期間の賞与について、標準賞与額が、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「平成28年1回分賞与一覧表（個人別）」により、請求者は、請求期間に同社から25万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額（25万円）に基づく厚生年金保険料（2万2,285円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和5年7月31日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。